

8 答 申 第 1 号

令和8年7月24日

久留米市長 原口 新五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清信

個人情報の保護に関する法律第105条の規定による諮問について（答申）

令和7年12月4日付け7健総第752号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和7年6月9日付け7健総第243号、第245号及び第250号の保有個人情報開示等請求一部承諾決定並びに令和7年6月9日付け7総医第1440号の保有個人情報開示等請求一部承諾決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第 1 審査会の結論

久留米市長（以下「処分庁」という。）が令和 7 年 6 月 9 日付け 7 健総第 2 4 3 号、第 2 4 5 号、2 5 0 号及び 7 総医第 1 4 4 0 号により行った保有個人情報開示等一部承諾決定（以下「本件部分開示決定」という。）について、表 2 に掲げる部分はこれを取り消して開示すべきである。

第 2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
令和 7 年 5 月 2 6 日	処分庁にて 4 件の保有個人情報開示等請求書を受付
令和 7 年 6 月 9 日	各保有個人情報開示等請求について、処分庁が本件部分開示決定を行う
令和 7 年 9 月 1 日	審査請求人から本件部分開示決定に対する審査請求書が提出

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和 7 年 5 月 2 6 日、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。「以下「法」という。）第 7 6 条第 1 項の規定により、処分庁に対し、審査請求人の母の死亡に関連する相談記録（審査請求人の母の自立支援医療（更生医療）及び介護に係るものを含む。）の保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。具体的には、次に掲げる 4 件である。

- (1) 令和 6 年 1 2 月 3 日以降に、健康福祉部総務が有している母の死亡に関して現在まで継続して行っている保健所の総務医薬課に対して行ってきた相談に対する対応についての不服等の相談対応の記録、部署内外の協議記録、その他全ての関連する記録や文書一切（審査請求人が行ったものに関するもの）
- (2) 令和 6 年 1 2 月 3 日以降に障害者福祉課が有している、母の死亡に関連する自立支援医療（更生医療）の医療の給付内容や指定医療機関の指定に関する適正運用等についての相談や指摘に対する対応の記録やそれに関する全ての文書。具体的には、電話対応記録、相談記録、課内協議記録、その他全ての関連文書
- (3) 平成 3 年度以降に長寿支援課及び当該課が所管する第 3 地域包括支援センターが保有する、審査請求人の世帯に対する相談や支援の記録等及び内外との協議記録、その他関連する文書

- (4) 令和6年12月3日以降に久留米市保健所が保有している審査請求人が行った母の久留米市内有床診療所での死亡に関する相談や医療法等に関する指摘事項等に対する対応を記録した書類や保健所内外との協議記録その他関連する文書

2 本件部分開示決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報について次に掲げるとおり特定し、そのうち一部の情報を法第78条第1項第2号、同項第3号ロ及び同項第7号を理由とし、不開示とする本件部分開示決定を行った。

- (1) 上記1(1)の請求に係る保有個人情報を「処分庁内の回覧及び総務医薬課からの共有資料（いずれも令和7年5月20日分）」に記録された情報と特定した上で、共有資料（〇〇氏からの相談（苦情）対応について）のうち「□□医院の対応」に記録された情報、同資料（□□医院での聞き取り・書類確認（任意）について）のうち「聞き取り内容」に記録された情報及び「その他」に記録された一部の情報並びに同資料（【記録】〇〇氏 医療相談対応）のうち「対応詳細」に記録された一部の情報を不開示とした。
- (2) 1(2)の請求に係る保有個人情報を「保健福祉総合システムにおけるメモ情報（令和6年12月13日記録分）」に記録された情報と特定した上で、当該システム中の審査請求人の母の画面で表示される審査請求人の母の「住民コード」を不開示とした。
- (3) 1(3)の請求に係る保有個人情報を審査請求人の母に関する「介護予防支援記録経過（サービス担当者会議の要点を含む）」に記録された情報と特定した上で、当該記録のうち特定の行の「年月日」、「場所」、「参加者」、「内容」の欄に記録された情報又は「参加者」若しくは「内容」の欄に記録された一部の情報を不開示とした。
- (4) 1(4)の請求に係る保有個人情報を「〇〇氏相談対応（1/20）電話相談分について」、「□□医院での聞き取り・書類確認（任意）について」、「〇〇氏に伝えることの概要」、「〇〇氏からの相談（苦情）対応について」、「〇〇氏対応記録（保健予防課）」、「医療相談記録（Draft）」及び「【記録】〇〇氏 医療相談対応」と特定した上で、「〇〇氏相談対応（1/20）電話相談分について」のうち「保健所の見解」欄に記録された一部の情報、「□□医院での聞き取り・書類確認（任意）について」のうち「聞き取り内容」に記録された情報及び「その他」に記録された一部の情報、「〇〇氏からの相談（苦情）対応について」のうち「□□医院の対応」に記録された情報、「医療相談記録（Draft）」のうち「対応詳細」の項目に記録された一部の情報を不開示とした。

3 審査請求

審査請求人は、令和7年9月1日付け審査請求書を提出した。請求の趣旨は、不開示となった部分の全部の開示又は本人情報となる個人情報の開示を求めるものであ

る。

4 審理手続の併合

処分庁は、令和7年10月6日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第39条の規定により、4件の審査請求を併合することとし、審査請求人に通知した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書及び審査請求に係る意見書によると、本件部分開示決定に関して、おおむね次のように主張している。

- 1 保有個人情報開示等請求一部承諾通知書（以下「通知書」という。）中の「承諾できない部分の内容及び理由」に記載されている法第78条の規定は、開示義務を定めるものであり、不開示理由の根拠（法第82条）に該当しないことから、条文の誤引用であり違法である。
- 2 審査請求人本人が発信したとされる内容等については、法第2条第4項の「本人情報」であり、法第78条に基づき開示義務がある。
- 3 通知書の名称「一部承諾通知書」は、一般的には「一部開示決定通知書」であり、一部開示の実態と一致せず通知として不適切で誤解を招くもので違法である（法第82条、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条違反）。
- 4 不開示理由が不明確なうえ、広範囲で理由の明示義務に違反する（法第82条、行政手続法第8条違反）。

第4 処分庁の主張要旨

処分庁は、弁明書によると、本件部分開示決定に関して、おおむね次のように主張している。

- 1 法第78条の規定は、保有個人情報の開示義務を定めたものであるが、第1項各号に掲げる情報が含まれている場合を除き、開示しなければならないと定められており、不開示とする内容が第1項各号に示されている。本件は、法第78条第1項第2号、同項第3号ロ、同項第7号のいずれかに該当するため不開示としているもので、条文の誤引用に当たらない。
- 2 法第82条は、開示請求に対する措置として、開示請求者に対し書面による通知を規定しているものであって、不開示決定の根拠となる規定ではない。
- 3 市が作成した対応記録等の文書において、本人の発言とされる部分の記載であっても、法第78条第1項第3号ロ及び同項第7号に該当する部分是不開示である。
- 4 「保有個人情報開示等請求一部承諾通知書」は、久留米市個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年久留米市規則第6号）に定める様式であるところ、請求を承諾する内容、請求を承諾しない部分及びその理由等を明示する書式となっており、審査請求人が主張するような一般に誤解を招くようなものではない。

- 5 行政手続法第8条は、許認可等を拒否する処分をする場合は、書面による理由の提示を定めたものであり、不開示部分の内容及び理由については、保有個人情報開示等請求一部承諾通知書等に明示している。また、不開示部分の範囲については、個人情報保護法第78条第1項の規定に基づいているものであるから、違法性はない。
- 6 原処分は、個人情報保護法その他関係法規に基づき適正になされたものである。よって、審査請求人の請求は、理由がないものとして棄却されるべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、久留米市行政不服審査法施行条例（令和5年久留米市条例第5号）第11条第1項の規定に基づく調査権限を行使し、処分庁に本件開示請求に係る公文書の提示を求め、見分した上で審議を行った。そのうえで、審査請求人及び処分庁の主張に対して、法令に則して検討した結果、次のように判断する。

1 本件の公文書について

本件は、審査請求人が審査請求人の母の死亡に関して相談した際の対応記録、処分庁内外の協議記録等（以下「本件個人情報」という。）について保有個人情報の開示請求が4件なされ、これに対して処分庁は、第2 2(1)～(4)に記載のように公文書を特定した後、本件部分開示決定を行ったところ、審査請求人から審査請求がなされた事案である。

処分庁が部分開示とした文書（重複するものを除く。）及びその不開示理由を整理すると、次のとおりである。

表1 部分開示とした文書及び不開示理由

	文 書 名	通知書番号	不開示理由
文書1	〇〇氏からの相談（苦情）対応について	No.243 No.1440	3号口
文書2	□□医院での聞き取り・書類確認（任意）について	No.243 No.1440	2号、3号口
文書3	【記録】〇〇氏 医療相談対応	No.243 No.1440	2号、3号口
文書4	保健福祉総合システムにおけるメモ情報	No.245	2号
文書5	介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）	No.250	2号、7号
文書6	〇〇氏相談対応（1/20 電話相談分）について	No.1440	3号口
文書7	医療相談記録（Draft）	No.1440	2号、3号口

2 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は、次のとおりであるから、当審査会はこの点について、以下

検討する。

- (1) 法第78条第1項について
- (2) 法第78条第1項第2号の該当性について
- (3) 法第78条第1項第3号ロの該当性について
- (4) 法第78条第1項第7号の該当性について
- (5) 行政手続法第8条第1項の規定による理由の提示について

3 法第78条第1項について

法第76条の規定により、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとされ、法第78条第1項の規定により、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないこととされている。

審査請求人は、法第78条の規定は、開示義務を定めるものであり、非開示の根拠にはならないと主張するが、前記のとおり法第78条第1項は、行政機関の長等に課される保有個人情報の開示義務の例外についても規定しているのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

4 法第78条第1項第2号の該当性について

- (1) 法第78条第1項第2号（以下「第2号」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報を不開示とする規定であって、その例外として、第2号ただし書イからハまでに該当する場合には開示することとしている。
- (2) 処分庁が、第2号に該当するとして部分開示とした文書は、表1の文書2から文書5まで及び文書7である。以下に、これらの文書が第2号に該当するかどうかを検討する。

ア 文書2「□□医院での聞き取り・書類確認（任意）について」、文書3「【記録】〇〇氏 医療相談対応」、文書7「医療相談記録（Draft）」について

これらの文書には、処分庁が審査請求人からの苦情・相談への対応として□□医院で行った聞き取り調査の出席者として、又は□□医院に電話で問い合わせ等を行った際の相手方として、□□医院関係者の職氏名が記載されている。これらの部分は、明らかに開示請求者以外の個人に関する情報であって、ただし書イからハまでに該当するような事情は認められない。よって、第2号に該当すると判断できる。

イ 文書4「保健福祉総合システムにおけるメモ情報」について

文書4は、審査請求人の母に関するシステム上の記録であり、審査請求人の母

の住所、氏名、生年月日等及び審査請求人から処分庁への電話の内容が記録されている。処分庁は、住民コードを不開示とし、それ以外の部分を開示している。これは、住所、氏名、生年月日等の基本的な情報は、第2号に該当するものの、ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当すると判断し、住民コードについては、通常本人以外に知らせることはないため、ただし書イに該当しないと判断したものであるが、その判断は妥当であると考えられる。

ウ 文書5「介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」については、後述する。

5 法第78条第1項第3号ロの該当性について

(1) 法第78条第1項第3号（以下「第3号」という。）は、法人等に関する情報であって、第3号イの当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、又は第3号ロの開示しないとの条件で任意に提供された情報でその条件が合理的であると認められるものに該当する場合に不開示とする規定である。また、第3号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため必要と認められる場合には、例外的に開示する旨を定めている。

(2) 処分庁が第3号ロに該当するとして部分開示とした文書は、表1の文書1から文書3まで及び文書7である。以下に、これらの文書が第3号ロに該当するかどうかを検討する。

これらの文書のなかで、処分庁が第3号ロに該当するとした部分は、いずれも処分庁の聞き取り調査や電話での照会に対して□□医院が回答した内容を記録したものである。これらの聞き取り調査や照会は、法令に基づく立入検査等として行ったものではなく、□□医院が任意に回答したものであることが認められる。また、□□医院が任意に回答した内容は、審査請求人と□□医院のこれまでの経緯を踏まえると、他に漏らさないとの条件で得られたものであることが了知できる。また、これらの部分について、第3号ただし書に該当するような事情は認められない。

したがって、これらの部分が第3号ロに該当するとした処分庁の判断は、妥当である。

6 文書5「介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）」について

(1) 処分庁は、文書5について、第2号及び法第78条第1項第7号（以下「第7号」という。）に該当するとして部分開示としている。

第7号は、行政機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、第7号イからトまでに例示するような事情に該当することにより、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とする規定である。

(2) 文書5が、第2号及び第7号に該当するかどうかについて、以下に検討する。

- ア まず、文書 5 は、審査請求人の母に関して作成された文書であることから、審査請求人の苦情・相談に起因して作成された表 1 の文書 5 以外の文書とは、その文書の主体が異なることを踏まえる必要がある。法第 76 条第 1 項の規定は、「自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」ものであって、親子であっても、本人以外の個人情報を開示請求することはできない。
- イ しかしながら、文書 5 には、審査請求人の母の養護者としての審査請求人の言動に関する記載も含まれている。処分庁は、文書 5 のなかで審査請求人と直接やり取りした記録については、審査請求人に関する個人情報として開示したものである。
- ウ 文書 5 には、処分庁が審査請求人の母に対して、どのような介護予防支援を行うかについて、入手した情報を元に、支援方針等を決定した経過も記録されている。処分庁は、高齢者福祉のための事務事業を法令に基づいて実施しており、その過程で記録した要介護者、家族等の意見や関係機関の見解等の情報を全て開示することになると、忌憚のない正確な情報を収集することが困難になり、高齢者福祉のための事務事業の適正な遂行に支障が生じるであろうことは、認められる。したがって、そのような情報を第 7 号に該当するとして不開示にすることは妥当である。
- エ 以上のように、文書 5 について第 2 号及び第 7 号に該当する部分が存在することは認められるものの、当審査会が全体で 15 ページに及ぶ文書 5 を詳しく検討した結果、次のような見解を持つに至った。
- オ 文書 5 は、「年月日」、「場所」、「参加者」及び「内容」という、4 つの縦の欄で区分され、記録した「年月日」ごとに横の項に記録が作成されている。このうち、「内容」の部分は、個人情報であることは間違いないが、「年月日」、「場所」の欄は、個人に関する情報は含まれておらず、民間医療機関の実名のほかは不開示とする理由がない。また、「参加者」のうち公務員に関する情報については、第 2 号ただし書イ及びハの規定により、その職及び氏名を開示することが妥当である。
- カ 年月日ごとの記録のうち、「令和 5 年 10 月 25 日」の記載部分は、審査請求人及び審査請求人の母の両方に関する記録であり、第 7 号に該当する内容も含まれていない。
- キ したがって、文書 5 のうち、「年月日」の欄、民間医療機関名を除く「場所」の欄及び「参加者」の欄に記載された「処分庁の部署名及び職氏名」並びに「令和 5 年 10 月 25 日」の項については、開示すべきである。

7 行政手続法第 8 条第 1 項の規定による理由の提示について

- (1) 行政手続法第 8 条第 1 項には、申請により求められた許認可等を拒否する処分を

する場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない旨の規定がされている。このように理由を付記すべきとしているのは、行政機関等における当該処分の公正・公平の確保という観点に加え、当該決定を受けた開示請求者が、当該決定を不服として審査請求又は取消訴訟の提起により救済を求めたり、あるいは開示請求の内容を変更して再度開示請求を行うなどの対応を採る場合にその便宜を図るためである。

一般に、当該理由の付記については、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきものであるとされる。

- (2) 本件部分開示決定の通知4件を確認したところ、通知中の「承諾できない部分の内容及び理由」において、開示しない部分の概要に「法人等に関する情報」、「開示請求者以外の個人に関する情報」、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」などと記載し、理由の部分に根拠条項とともに「法人等に関する情報であって、行政機関等の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の個人を識別することができるもの」、「地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」などと一応の理由が示されていることがわかる。このような理由の提示は、開示請求者において法第78条第1項各号の不開示情報のいずれに該当するのか了知し得る程度のものであるから、本件部分開示決定において行政手続法第8条第1項に規定による理由の提示があったものと判断する。

8 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、本件処分の適法性・妥当性に関する当審査会の判断を左右するものではない。

第6 まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の経過

年 月 日	経 過
令和7年12月4日	久留米市から諮問
令和8年1月28日	令和7年度第2回審査会（審議）
令和8年3月4日	令和7年度第3回審査会（審議）

令和8年 4月27日	令和8年度第1回審査会（審議）
令和8年 5月18日	令和8年度第2回審査会（審議）

第8 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
会長職務代理	木 下 宗一郎
委 員	綾 部 章 子
委 員	堀 田 富 子
委 員	西 野 恵 子
委 員	相 澤 直 子
委 員	堺 勇 介

表2 開示すべき部分

対象文書	対象項目	開示すべき部分
介護予防支援記録経過（サービス担当者会議の要点を含む）	年月日	全部分
	場所	民間医療機関名を除く全部分
	参加者	処分庁の部署名及び職氏名
	内容	令和5年10月25日分